

長野県高等学校授業料等の徴収に関する規則の一部を改正する規則案について

高校教育課

1 改正の理由

「公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律」が一部改正され、授業料の不徴収制度が廃止されたことにより、「長野県高等学校授業料等徴収条例」を一部改正したことに伴い、所要の改正を行う。

2 改正の内容

区 分	現 行(原則授業料不徴収)	改正案(授業料徴収)
在学期間及び 単位数の計算	授業料を徴収する場合等(※)の期間等 について規定 ①徴収の対象となる在学期間 ②在学期間に通算しない期間(休学等) 等 ※現行条例では「全日制課程で3年、定時制課程で4年を超えて在学する場合は、授業料を徴収」と規定	削 除
分納回数及び 納入月	授業料の年額の10分の1に相当する額 を、5月から翌年2月までの各月に納入(10回分納)	授業料の年額の4分の1に相当する額を、それぞれ6月、8月、10月及び12月に納入(4回分納)

3 施 行 日

平成26年4月1日

※平成26年3月31日現在の在校生については、従前の制度を適用

(参考)平成26年度からの高等学校授業料の取扱い

○法改正等により、平成26年度の入学生から授業料を徴収

○ただし、市町村民税所得割額が30万4,200円未満の世帯の者については、「高等学校等就学支援金」を支給することにより授業料の納入は不要

長野県高等学校授業料等の徴収に関する規則の一部を改正する規則案

長野県高等学校授業料等の徴収に関する規則（昭和52年長野県教育委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

第3条から第5条までを削る。

第6条中「10分の1」を「4分の1」に、「5月から翌年2月までの各月」を「それぞれ6月、8月、10月及び12月」に、「条例第3条の規定により授業料の減免を受けた者に係る場合は、別に」を「、これにより難しい場合その他校長が必要と認める場合にあつては、校長が」に改め、同条を第3条とする。

第7条第1項中「次の」を「高等学校等就学支援金の支給を受ける資格を有しない者について、次の」に、「教育長」を「長野県教育委員会教育長（以下「教育長」という。）」に改め、同項第5号中「母子家庭」の次に「又は父子家庭」を加え、同条を第4条とし、第8条を第5条とする。

第9条第1項中「第7条第1項第6号」を「第4条第1項第6号」に改め、同条を第6条とし、第10条から第13条までを3条ずつ繰り上げる。

様式第1号から様式第3号までの規定中「（第8条関係）」を「（第5条関係）」に改める。

様式第4号及び様式第5号中「（第9条関係）」を「（第6条関係）」に改める。

様式第6号中「（第10条関係）」を「（第7条関係）」に、「第10条の」を「第7条の」に改める。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

高校教育課

長野県高等学校授業料等の徴収に関する規則新旧対照表

改正案	現 行
<p>(趣旨) 第1条 この規則は、長野県高等学校授業料等徴収条例(昭和52年長野県条例第20号。以下「条例」という。)の規定に基づき、授業料、受講料、入学料及び入学審査料の徴収に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(納入) 第2条 授業料、受講料、入学料及び入学審査料は、校長が定める日に納入しなければならない。</p>	<p>(趣旨) 第1条 この規則は、長野県高等学校授業料等徴収条例(昭和52年長野県条例第20号。以下「条例」という。)の規定に基づき、授業料、受講料、入学料及び入学審査料の徴収に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(納入) 第2条 授業料、受講料、入学料及び入学審査料は、校長が定める日に納入しなければならない。</p> <p><u>(在学期間の計算)</u> 第3条 条例第1条第1項第2号の在学した期間(以下この条及び第5条第2項において「在学期間」という。)は、入学(転入学、編入学及び再入学を除く。次項において同じ。)した日から起算する。</p> <p>2 転入学し、編入学し、再入学し、又は転籍した者に係る在学期間の計算は、その者の属する学年のその者以外の在学者(転入学し、編入学し、再入学し、又は転籍した者及び原学年に留め置かれた期間のある者を除く。)が入学したときに入学したものとみなして行うものとする。</p> <p>3 前項の場合において、転入学する前に在学した高等学校(全日制課程又は定時制課程(単位制による課程を除く。以下この項において同じ。))に在学した場合に限る。)又は転籍する前に在学した全日制課程若しくは定時制課程において原学年に留め置かれた期間(当該高等学校又はこれらの課程に引き続き在学したとしたならば原学年に留め置かれることとなる期間を含む。)があるときは、当該留め置かれた期間を在学期間に通算する。</p> <p>4 第2項の場合において、転入学する前に在学した高等学校(定時制課程(単位制による課程に限る。以下この項において同じ。))又は通信制課程に在学した場合に限る。)又は転籍する前に在学した定時制課程若しくは通信制課程において履修した科目の単位数をすべて修得したとしたならば、現に転入した学年と異なる学年に転入することとなるとき又は卒業を認められることとなるときは、それぞれ、現に転入した学年から当該異なる学年に進級するまでに要する年数又は現に転入した学年から卒業するまでに要する年数(これらの年数に1年未満の端数がある場合は、これを切り上げた年数)に相当する年数を在学期間に通算する。</p>

改正案	現行
	<p>(<u>単位数の合計の計算</u>)</p> <p>第4条 転入学し、編入学し、再入学し、又は転籍した者に係る<u>条例第1条第1項第3号の単位数の合計</u>(次項及び次条第2項において「<u>単位数の合計</u>」という。)の計算は、<u>転入学し、編入学し、再入学し、又は転籍する前に修得した単位数で卒業に必要な単位数のうちに加えられたものを通算して行うものとする。</u></p> <p>2 前項の場合において、<u>転入学し、又は転籍する前に履修した科目の単位数で修得できなかつたものうち、修得したとしたならば卒業に必要な単位数のうちに加えられることとなる単位数があるときは、当該単位数を単位数の合計に通算する。</u></p> <p>(<u>やむを得ない事情による通算しない期間及び単位数</u>)</p> <p>第5条 条例第1条第2項のやむを得ない事情は、次に掲げる事情とする。</p> <p>(1) 留学 (2) 休学 (3) 負傷又は疾病の療養のための相当の期間の欠席 (4) 学校生活への適応が困難であることによる相当の期間の欠席 (5) その他校長が特にやむを得ないと認めた事情</p> <p>2 校長は、前項各号に掲げる事情があると認めた場合は、<u>条例第1条第2項に規定する在学期間に通算しない期間又は単位数の合計に通算しない単位数を認定するものとする。</u></p> <p>3 校長は、前項の認定(第1項第4号及び第5号に係る場合に限る。)を行う場合は、<u>あらかじめ長野県教育委員会教育長(以下「教育長」という。)に協議しなければならない。</u></p>
<p>(分納)</p> <p>第3条 条例第2条第2項の規定による授業料の分納は、<u>年額の4分の1に相当する額をそれぞれ6月、8月、10月及び12月の所定の期日に納入して行うものとする。ただし、これにより難しい場合その他校長が必要と認める場合にあつては、校長が定めるところによる。</u></p>	<p>(分納)</p> <p>第6条 条例第2条第2項の規定による授業料の分納は、<u>年額の10分の1に相当する額を5月から翌年2月までの各月の所定の期日に納入して行うものとする。ただし条例第3条の規定により授業料の減免を受けた者に係る場合は、別に定めるところによる。</u></p>
<p>(減免)</p> <p>第4条 条例第3条第1項の規定による授業料の減免は、<u>高等学校等就学支援金の支給を受ける資格を有しない者について、次の各号のいずれかに該当する場合に行うものとする。この場合において、第1号から第5号まで</u></p>	<p>(減免)</p> <p>第7条 条例第3条第1項の規定による授業料の減免は、<u>次の各号のいずれかに該当する場合に行うものとする。この場合において、第1号から第5号までに該当するときにあつては、授業料の年額の12分の1に相当する額</u></p>

改正案	現行
<p>に該当するときにあつては、授業料の年額の12分の1に相当する額（以下「授業料月額」という。）に減免を必要とする月数を乗じて得た額を、第6号に該当するときにあつては長野県教育委員会教育長（以下「教育長」という。）が必要と認めた額を減免するものとする。</p> <p>(1) 保護者が生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第2項に規定する要保護者であるとき。</p> <p>(2) 保護者が地方税法（昭和25年法律第226号）第295条第1項第2号又は同条第3項の規定に該当し、市町村民税が非課税であるとき。</p> <p>(3) 保護者の死亡、障害又は傷病等により著しく生活が困難となつたとき。</p> <p>(4) 災害、生業不振、その他の理由により著しく生活が困難となつたとき。</p> <p>(5) 母子家庭又は父子家庭で著しく生活が困難となつたとき。</p> <p>(6) その他校長が特に減免の必要があると認めたとき。</p> <p>2 前項に規定するもののほか次の各号のいずれかに該当するときは、授業料月額（転籍の場合は、第1号にあつては転籍後の課程の授業料月額、第2号にあつては転籍前の課程の授業料月額）に当該各号に定める月数を乗じて得た額を減免するものとする。</p> <p>(1) 学年の途中で入学し、復学し、若しくは転籍したとき又は留学が終了したとき 当該学年の4月から入学し、復学し、若しくは転籍した日又は留学が終了した日の翌日の属する月の前月（長野県の設置する高等学校から転入学したときにあつては、転入学をした日の前日の属する月）までの月数</p> <p>(2) 学年の途中で留学し、休学し、転籍し、転学し、又は退学したとき 留学し、休学し、若しくは転籍した日の前日又は転学し、若しくは退学した日の属する月の翌月から当該学年の3月までの月数</p> <p>3 条例第3条第2項の規定による入学料又は入学審査料（以下「入学料等」という。）の免除は、天災その他の非常災害に際し災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された市町村（特別区を含む。）の区域（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市にあつては、当該市の区域又は当該市の区の区域とする。）に当該非常災害の発生の際に住所又は居所を有していた者に対して、教育長が特に必要があると認めた場合に行うものとする。</p>	<p>（以下「授業料月額」という。）に減免を必要とする月数を乗じて得た額を、第6号に該当するときにあつては<u>教育長</u>が必要と認めた額を減免するものとする。</p> <p>(1) 保護者が生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第2項に規定する要保護者であるとき。</p> <p>(2) 保護者が地方税法（昭和25年法律第226号）第295条第1項第2号又は同条第3項の規定に該当し、市町村民税が非課税であるとき。</p> <p>(3) 保護者の死亡、障害又は傷病等により著しく生活が困難となつたとき。</p> <p>(4) 災害、生業不振、その他の理由により著しく生活が困難となつたとき。</p> <p>(5) 母子家庭で著しく生活が困難となつたとき。</p> <p>(6) その他校長が特に減免の必要があると認めたとき。</p> <p>2 前項に規定するもののほか次の各号のいずれかに該当するときは、授業料月額（転籍の場合は、第1号にあつては転籍後の課程の授業料月額、第2号にあつては転籍前の課程の授業料月額）に当該各号に定める月数を乗じて得た額を減免するものとする。</p> <p>(1) 学年の途中で入学し、復学し、若しくは転籍したとき又は留学が終了したとき 当該学年の4月から入学し、復学し、若しくは転籍した日又は留学が終了した日の翌日の属する月の前月（長野県の設置する高等学校から転入学したときにあつては、転入学をした日の前日の属する月）までの月数</p> <p>(2) 学年の途中で留学し、休学し、転籍し、転学し、又は退学したとき 留学し、休学し、若しくは転籍した日の前日又は転学し、若しくは退学した日の属する月の翌月から当該学年の3月までの月数</p> <p>3 条例第3条第2項の規定による入学料又は入学審査料（以下「入学料等」という。）の免除は、天災その他の非常災害に際し災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された市町村（特別区を含む。）の区域（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市にあつては、当該市の区域又は当該市の区の区域とする。）に当該非常災害の発生の際に住所又は居所を有していた者に対して、教育長が特に必要があると認めた場合に行うものとする。</p>

改正案	現行
<p>(減免の申請)</p> <p><u>第5条</u> 前条第1項の規定により授業料の減免を受けようとする者は、保護者と連署した授業料減免申請書(様式第1号)に次の書類を添えて校長に申請するものとする。</p> <p>(1) 授業料減免に関する調書(様式第2号)</p> <p>(2) 所轄福祉事務所長の証明書又は減免を受けようとする年度に係る市町村民税の納税証明書若しくは納税通知書の写し</p> <p>(3) 減免を必要とする理由を証明する書類</p> <p>2 前条第3項の規定により入学料等の免除を受けようとする者は、保護者と連署した入学料(入学審査料)免除申請書(様式第3号)に免除を必要とする理由を証明する書類を添えて校長に申請するものとする。</p> <p>(減免の承認)</p>	<p>(減免の申請)</p> <p><u>第8条</u> 前条第1項の規定により授業料の減免を受けようとする者は、保護者と連署した授業料減免申請書(様式第1号)に次の書類を添えて校長に申請するものとする。</p> <p>(1) 授業料減免に関する調書(様式第2号)</p> <p>(2) 所轄福祉事務所長の証明書又は減免を受けようとする年度に係る市町村民税の納税証明書若しくは納税通知書の写し</p> <p>(3) 減免を必要とする理由を証明する書類</p> <p>2 前条第3項の規定により入学料等の免除を受けようとする者は、保護者と連署した入学料(入学審査料)免除申請書(様式第3号)に免除を必要とする理由を証明する書類を添えて校長に申請するものとする。</p> <p>(減免の承認)</p>
<p><u>第6条</u> 校長は、前条第1項の規定による申請書を受理したときは、速やかにその内容を審査し、授業料減免承認(不承認)通知書(様式第4号)により、申請者に通知するものとする。この場合において、<u>第4条第1項第6号</u>の規定により減免をする場合にあつては、あらかじめ教育長に協議しなければならない。</p> <p>2 校長は、前条第2項の規定による申請書を受理したときは、速やかにその内容を審査し、入学料(入学審査料)免除承認(不承認)通知書(様式第5号)により、申請者に通知するものとする。この場合においては、あらかじめ、教育長に協議しなければならない。</p> <p>(減免理由消滅の届出)</p>	<p><u>第9条</u> 校長は、前条第1項の規定による申請書を受理したときは、速やかにその内容を審査し、授業料減免承認(不承認)通知書(様式第4号)により、申請者に通知するものとする。この場合において、<u>第7条第1項第6号</u>の規定により減免をする場合にあつては、あらかじめ教育長に協議しなければならない。</p> <p>2 校長は、前条第2項の規定による申請書を受理したときは、速やかにその内容を審査し、入学料(入学審査料)免除承認(不承認)通知書(様式第5号)により、申請者に通知するものとする。この場合においては、あらかじめ、教育長に協議しなければならない。</p> <p>(減免理由消滅の届出)</p>
<p><u>第7条</u> 授業料の減免を受けている者は、減免を必要とする理由が消滅したときは、速やかに授業料減免理由消滅届(様式第6号)により校長に届け出なければならない。</p> <p>(減免の取消し)</p>	<p><u>第10条</u> 授業料の減免を受けている者は、減免を必要とする理由が消滅したときは、速やかに授業料減免理由消滅届(様式第6号)により校長に届け出なければならない。</p> <p>(減免の取消し)</p>
<p><u>第8条</u> 校長は、授業料の減免を受けている者が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その減免を取り消すものとする。</p> <p>(1) 減免の理由が消滅したとき</p> <p>(2) 申請書に虚偽の事実を記載し、その他不正な行為によつて減免を受けていることが判明したとき</p> <p>2 校長は、入学料等の免除を受けている者が、申請書に虚偽の事実を記載し、その他不正な行為によつて入学料等の免除を受けていることが判明し</p>	<p><u>第11条</u> 校長は、授業料の減免を受けている者が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その減免を取り消すものとする。</p> <p>(1) 減免の理由が消滅したとき</p> <p>(2) 申請書に虚偽の事実を記載し、その他不正な行為によつて減免を受けていることが判明したとき</p> <p>2 校長は、入学料等の免除を受けている者が、申請書に虚偽の事実を記載し、その他不正な行為によつて入学料等の免除を受けていることが判明し</p>

改正案	現行
<p>たときは、その免除を取り消すものとする。</p> <p>3 第1項第1号の規定により減免を取り消された者は減免の理由が消滅した日の属する月以後減免を受けなかつたものとして、第1項第2号又は前項の規定により授業料の減免又は入学金等の免除の承認を取り消された者は当該減免又は免除を受けなかつたものとして、所定の授業料又は入学金等を納入しなければならない。</p> <p>4 校長は、第1項又は第2項の規定により授業料の減免又は入学金等の免除を取り消したときは、その旨を当該減免又は免除を受けていた者に通知するものとする。</p> <p>(還付)</p> <p><u>第9条</u> 条例第4条ただし書の規定による授業料の還付は、学年の途中で留学し、休学し、転籍し、転学し、又は退学した場合に、授業料月額に留学し、休学し、若しくは転籍した日の前日又は転学し、若しくは退学した日の属する月の翌月から当該学年の3月までの月数を乗じて得た額(授業料を分納している場合にあつては別に定める額)について行うものとする。</p> <p>(滞納者に対する措置)</p> <p><u>第10条</u> 校長は、正当の理由がなく授業料又は受講料を滞納している者については、登校又は受講を停止することができる。</p> <p>(様式第1号) (第5条関係)</p> <p>(様式第2号) (第5条関係)</p> <p>(様式第3号) (第5条関係)</p> <p>(様式第4号) (第6条関係)</p> <p>(様式第5号) (第6条関係)</p> <p>(様式第6号) (第7条関係)</p> <p>(略)</p> <p>下記のとおり、授業料減免事由が消滅したので、長野県高等学校授業料等の徴収に関する規則<u>第7条</u>の規定により提出します。</p> <p>(略)</p>	<p>たときは、その免除を取り消すものとする。</p> <p>3 第1項第1号の規定により減免を取り消された者は減免の理由が消滅した日の属する月以後減免を受けなかつたものとして、第1項第2号又は前項の規定により授業料の減免又は入学金等の免除の承認を取り消された者は当該減免又は免除を受けなかつたものとして、所定の授業料又は入学金等を納入しなければならない。</p> <p>4 校長は、第1項又は第2項の規定により授業料の減免又は入学金等の免除を取り消したときは、その旨を当該減免又は免除を受けていた者に通知するものとする。</p> <p>(還付)</p> <p><u>第12条</u> 条例第4条ただし書の規定による授業料の還付は、学年の途中で留学し、休学し、転籍し、転学し、又は退学した場合に、授業料月額に留学し、休学し、若しくは転籍した日の前日又は転学し、若しくは退学した日の属する月の翌月から当該学年の3月までの月数を乗じて得た額(授業料を分納している場合にあつては別に定める額)について行うものとする。</p> <p>(滞納者に対する措置)</p> <p><u>第13条</u> 校長は、正当の理由がなく授業料又は受講料を滞納している者については、登校又は受講を停止することができる。</p> <p>(様式第1号) (第8条関係)</p> <p>(様式第2号) (第8条関係)</p> <p>(様式第3号) (第8条関係)</p> <p>(様式第4号) (第9条関係)</p> <p>(様式第5号) (第9条関係)</p> <p>(様式第6号) (第10条関係)</p> <p>(略)</p> <p>下記のとおり、授業料減免事由が消滅したので、長野県高等学校授業料等の徴収に関する規則<u>第10条</u>の規定により提出します。</p> <p>(略)</p>